

# 法律事務所の商標代理業務への従事に関する 管理弁法

2013年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家工商行政管理総局 司法部 文書  
工商標字〔2012〕192号

## 国家工商行政管理総局 司法部

### 「法律事務所の商標代理業務への従事に関する管理弁法」印刷発行に関する通知

各省、自治区、直轄市工商行政管理局、司法庁（局）、新疆生産建設兵団司法局御中：

法律事務所及び所属弁護士による商標代理に従事する執業行為を規範化し、商標代理法律サービス秩序を守り、委託者の合法的權益を保障するために、工商総局、司法部は共同で「法律事務所の商標代理業務への従事に関する管理弁法」を制定し、ここに印刷発行する。遵守して執行されたい。

国家工商行政管理総局 司法部  
2012年11月6日

## 法律事務所の商標代理業務への従事に関する管理弁法

### 第一章 総則

第一条 法律事務所及び弁護士による商標代理に従事する執業行為を規範化し、商標代理法律サービス秩序を守り、委託者の合法的權益を保障するために、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国弁護士法」等の法律、法規、規則の規定に基づき、本法を制定する。

第二条 法律事務所及び所属弁護士が商標代理業務に従事する場合、本法を適用するものとする。

本法にいう法律事務所とは、弁護士の執業機関を指す。

本法にいう弁護士とは、法に則り弁護士執業証を取得し、法律事務所の任命派遣を受けて当事者のために法律サービスを提供する業務実施者を指す。

第三条 法律事務所及び所属弁護士が商標代理業務に従事する場合、法に則り、誠意を持って、執業に責任を果たし、弁護士の職業道徳及び執業規律を遵守し、当事者及び社会の監督を受けなければならない。

第四条 工商行政管理機関及び司法行政機関は、法に則り法律事務所及び所属弁護士の商標代理業務

に従事する活動を監督・管理する。

## 第二章 業務範囲及び登記申請

第五条 法律事務所は、当事者の委託を受け、弁護士を以下の商標代理業務に派遣することができる。

(一) 商標登録の出願・変更・更新・譲渡・補正・質権登録・許諾契約登記・異議・登録取り消し・登録無効及びマドリッド協定議定書による国際商標登録出願等の国家工商行政管理総局商標局（以下、「商標局」とする）が主管する商標関連事項の代理。

(二) 商標登録の拒絶査定不服審判・異議裁定不服審判・登録無効審判及び商標争議案件等中国工商行政管理総局商標評審委員会（以下、「商評委」とする）が主管する商標関連事項の代理。

(三) その他商標国際登録出願関連事項の代理。

(四) 商標権侵害に関する証拠調査、通報の代理。

(五) 商標に関する行政不服審査、行政訴訟の代理。

(六) 商標紛争に関する調停、仲裁等の活動への代理参加。

(七) 商標法律顧問の担当、商標法律コンサルティングの提供、商標法律事務文書の代理作成。

(八) その他商標法律事務の代理。

法律事務所は、前項の第一号、第二号の商標代理業務に従事する場合、商標局に対し登記申請を行わなければならない。

第六条 法律事務所が登記申請を行う場合、商標局に以下の資料を提出しなければならない。

(一) 登記申請書。これには法律事務所の名称、住所、組織形態、責任者、電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス、郵便番号等の情報を記載しなければならない。

(二) 当該事務所の捺印がある法律事務所営業許可証コピー。

申請資料が揃ったものについては、商標局は申請受領の日から15日以内に登記を完了し、かつ公告する。申請資料が不十分な場合、申請者に通知し、補正後登記する。

第七条 法律事務所の名称、住所、責任者、連絡先等の登記事項に変更があった場合、変更後 30 日以内に商標局に対し変更申請を行わなければならない。変更申請を行うときは、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 登記事項変更申請書。
- (二) 法律事務所所在地の司法行政機関が発行した当該事務所の変更事項証明書類。
- (三) 当該事務所の捺印がある法律事務所営業許可証コピー。

名称、住所、責任者以外の登記事項を変更する場合、前項第二号が定める資料を提出しなくてもよい。

第八条 商標代理業務を登記した法律事務所が終了する場合、商標局に精算及び登記取り消しを申請しなければならない。精算を申請するときは、以下の資料（一式 2 部）を提出しなければならない。

- (一) 申請事項、口座開設銀行、口座番号、受取人、担当者及び連絡先等を明記した精算申請書。
- (二) 商標局及び商評委に報告済みの当該事務所の商標代理業務目録。
- (三) 当該事務所が発行した担当者に対する精算手続実施に関する授権の証明書。

商標局は、申請受領から 3 カ月以内に法律事務所の精算手続きを完了し、精算証明を発行し、法律事務所の商標代理業務従事の登記を取り消し、かつ公告する。

### 第三章 業務規則

第九条 弁護士は、商標代理業務を引き受ける場合、法律事務所が統一して委託を受け、委託者と書面の委託契約を締結し、国家が定める統一費用基準に基づき費用を徴収し、かつ事実どおりに記帳しなければならない。

法律事務所が受理した商標代理業務について、関連規定に基づき利益相反審査を行い、当該事務所が引き受けた法律事務及び委託者と利益相反する商標代理業務を、規定に違反して受理してはならない。

第十条 弁護士が商標代理業務を引き受ける場合、委託契約の取り決めに基づき厳格に代理の職責を履行し、速やかに委託者に委託事項の進捗状況を報告しなければならない。正当な理由なく延期したり、代理を拒否したりしてはならない。

委託事項が違法である場合、委託者が弁護士が提供するサービスを利用して違法活動を行った場合、

委託者が故意に重要な事実を隠したり、証拠を隠匿したり、又は虚偽の若しくは偽造した証拠を提供したりした場合、弁護士は代理を拒否する権利を有する。

第十一条 弁護士が商標代理について提供する法律意見及び関連文書は、関連する法律、法規、規則の規定に合致しなければならず、商標局、商評委及び地方工商行政管理機関の要求に合致しなければならず、真実、正確、完全なものでなければならず、かつ法律事務所の審査で誤りがないことを確認した後、捺印、発行しなければならない。

第十二条 商標局に対し登記申請を行った法律事務所は、規定に基づき商標規費（商標政府手数料）前払金を商標局の口座に送金しなければならない。

商標規費前払金の残額が不足している場合、商標局又は商評委は「商標法実施条例」第十八条第一項の規定に基づき、法律事務所が代理する商標出願を受理しない。

第十三条 法律事務所及び所属弁護士が商標代理業務を引き受ける場合、その他の機関又は個人に手続き代行を委託してはならず、法律サービス機関、商標代理組織でないものと協力して手続きを行ってはならない。

第十四条 弁護士は 1 箇所の法律事務所でのみ執業でき、同時にその他の商標代理組織で商標代理業務に従事してはならない。

第十五条 法律事務所及び所属弁護士が商標代理業務を引き受ける場合、弁護士守秘義務規定を遵守しなければならない。委託者の同意を経ずに、代理事項及び関連情報をその他の機関又は個人に漏洩してはならない。

第十六条 法律事務所及び所属弁護士は他の法律事務所及び弁護士、商標代理組織及び弁理士を誹謗したり、紹介手数料を支払う等不正な手段で商標代理業務を引き受けたりしてはならない。

第十七条 法律事務所及び所属弁護士が商標代理業務を引き受ける場合、法律サービス提供の便宜を利用して当事者紛争の権益をむさぼったり、相手方当事者の財産又はその他の利益を受け取ったり、相手方当事者又は第三者と悪意をもって結託し、委託者の権益を侵害したりしてはならない。

第十八条 法律事務所が終了する事由が発生した後、完了していない商標代理業務がある場合、速やかに委託者と委託代理関係の終了を協議するか、又は委託代理変更手続きを行うよう委託者に告知しなくてはならない。委託者が外国人又は外国企業の場合、委託代理変更手続きに協力しなくてはならない。

弁護士が執業機関の変更、執業の終了又は停止処分等を受けた場合、法律事務所の手配により、完了していない商標代理業務の引き継ぎ手続きを速やかかつ適切に行わなければならない。

第十九条 法律事務所は、弁護士の商標代理業務への従事に対する監督を強化し、商標代理執業活動における弁護士の法律、法規・規則に違反する行為を速やかに是正し、執業中に委託者との間に起きた紛争を調停しなければならない。

法律事務所は、弁護士を商標業務研修に参加させ、経験交流及び業務研究を行うよう手配し、弁護士の商標代理業務のレベルを向上させなければならない。

#### 第四章 監督管理

第二十条 法律事務所及び所属弁護士が商標代理業務に従事するとき、法律、法規及び規則に違反する行為があり、警告、罰金の処罰が必要である場合、通報を受理し、問題を発見した工商行政管理機関、司法行政機関はそれぞれ関連法律、法規及び規則の規定に基づき処罰する。法律事務所に営業停止・整顿又は営業許可書取り上げの処罰を与える場合、及び弁護士に執業停止又は弁護士執業書の取り上げの処罰を与える場合、司法行政機関が法に則り処罰する。弁護士の行為が業界規範に違反した場合、弁護士協会がしかるべき懲戒処分を下すものとする。

弁護士及び法律事務所が従事する商標代理業務中の違法行為に犯罪の疑いがある場合、司法機関に移送して処理しなければならない。

第二十一条 法律事務所及び所属弁護士が本弁法第七条、第八条、第十八条の規定に違反したことにより、商標局又は商評委が発行した文書が規定期限内に送達できない場合、その法的結果は法律事務所及び所属弁護士が負う。

法律事務所及び所属弁護士が本弁法第七条、第八条、第十八条の規定に違反したことにより、送達文書の返却又は委託者による通報を招いた場合、調査により事実と確認した後、商標局は規定に基づき公開、通報することができる。

第二十二条 法律事務所が法に則り営業停止・整顿の処罰を受けた場合、その営業停止・整顿の期間において、商標局又は商評委は当該法律事務所の商標代理業務の受理を一時的に停止することができる。

商標局に対し登記申請を行う法律事務所が営業停止・整顿の処罰を受けた場合、処罰を受けた状況及び処罰期限を商標局及び商評委に速やかに報告しなければならない。

第二十三条 工商行政管理機関及び司法行政機関は、法律事務所及び弁護士が従事する商標代理業務中の違法行為を調査するとき、お互いに協力し、情報を共有し、協力・協議体制を構築しなければならない。法に則り相手側が処罰を実施しなければならない場合、速やかに相手側に移送して処理する。一方が処罰を実施した後、処罰の結果を書面でもう一方に告知しなければならない。

## 第五章 附則

第二十四条 本弁法は国家工商行政管理総局及び司法部が解釈の責を負う。

第二十五条 本弁法は2013年1月1日より施行する。

### 「法律事務所の商標代理業務への従事に関する管理弁法」の制定に関する説明

現在、中国の商標事業は勢いよく発展し、社会全体で商標権意識が著しく高まり、商標事業への注目及び参加が増え続け、特に弁護士業界では商標代理に従事したいとの希望が空前の勢いで高まっている。このような背景で、工商総局は司法部と共同で「法律事務所の商標代理業務への従事に関する管理弁法」（以下、「弁法」とする）を発し、工商総局と司法部が商標代理業務に従事する法律事務所への監督管理協力メカニズムを構築し、情報交換や行為の監督管理等の業務を強化することによって、商標代理業界管理の難題を解決し、商標代理市場競争の秩序を守り、商標代理業界が秩序のある、健全な発展を促すこととした。

#### 一、「弁法」制定の目的及び依拠

本「弁法」制定の目的は、法律事務所及び所属弁護士による商標代理に従事する執業行為を規範化し、商標代理法律サービス秩序を守り、委託者の合法的權益を保障することにある。

本「弁法」制定の主な法律的根拠は「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国弁護士法」等の法律、法規及び規則である。

#### 二、制定の経緯

2010年7月12日、工商総局は「商標代理管理弁法」を修正、発布し、法律事務所が直接商標代理業務に従事することを許可した。

法律事務所が順調に商標代理業務を展開できるよう保障するため、工商総局は司法部と協議し、共同で本弁法を公布することを決定した。そのため、工商総局は「弁法」案を起草し、各界から広く意見を募集した。工商総局と司法部は意見交換、協議、修正を重ね、「弁法」に関連する内容について意見が一致した。

「弁法」は2013年1月1日に発効し、施行する予定である。

### 三、主な内容の説明

本弁法は5章25条からなり、法律事務所が従事する商標代理業務の範囲及び登記申請、業務規則、監督管理等の面について規定している。

#### (一) 業務範囲及び登記申請の要求

「弁法」第五条は法律事務所が従事する商標代理業務の範囲について規定し、法律事務所は当事者の委託を受け、弁護士を任命派遣し、国家工商行政管理総局商標局（以下、「商評局」とする）、中国工商行政管理総局商標評審委員会（以下、「商評委」とする）が主管する商標に関連する事項等を行うことができるとしている。

本「弁法」第五条、第六条は法律事務所が商標代理業務への従事に関する登記申請に対する要求を規定し、法律事務所は商標局、商評委が主管する商標関連事項に従事する場合には、商標局に登記申請しなければならないとしている。

#### (二) 業務規則

「弁法」第三章は、法律事務所が商標代理業務への従事に関する委託の引き受け、業務要求、代理拒否、法律意見提供要求、商標規費前払、秘密保持の義務、委託の変更及び終了、監督及び研修等について規定し、かつ商標代理業務に従事する過程で、法律事務所による委託の譲渡、同時執業、悪意のある競争、委託者の利益を損なうことを禁止すると明確に規定している。

#### (三) 監督管理

監督管理部門について、「弁法」第四条では、工商行政管理機関及び司法行政機関は法に則り法律事務所及び所属弁護士の商標代理業務に従事する活動を監督・管理すると規定している。

処罰の権限については、「弁法」第二十条で、法律事務所及び所属弁護士が商標代理業務に従事するとき、法律、法規及び規則への違反行為があり、警告、罰金の処罰が必要である場合、通報を受理し、問題を発見した工商行政管理機関、司法行政機関はそれぞれ関連法律、法規及び規則の規定に基づき処罰すること、法律事務所に営業停止・整顿又は営業許可書取り上げの処罰を与える場合、及び弁護士に執業停止又は弁護士執業書の取り上げの処罰を与える場合、司法行政機関が法に則り処罰すること、弁護士の行為が業界規範に違反した場合、弁護士協会がしかるべき懲戒処分を下すものとする、違法行為に犯罪の疑いがある場合、司法機関に移送して処理することを規定している。



業務受理の一時停止については、「弁法」第二十二条で、法律事務所が法に則り営業停止・整頓の処罰を受けた場合、その営業停止・整頓の期間中、商標局又は商評委はその法律事務所の商標代理業務の受理を一時停止できる、商標局に対し登記申請を行う法律事務所が営業停止・整頓の処罰を受けた場合、処罰を受けた状況及び処罰期限を商標局及び商評委に速やかに報告しなければならないと規定している。

監督管理部門の協力については、「弁法」第二十三条で、工商行政管理機関及び司法行政機関は法律事務所及び弁護士の従事する商標代理業務中の違法行為を調査するとき、お互いに協力し、情報を共有し、協力・協議体制を構築しなければならない、法に則り相手側が処罰しなければならない場合、速やかに相手側に移送して処理する、一方が処罰を実施した後、処罰の結果を書面でもう一方に告知しなければならないと規定している。

以上、ここに説明する。

国家工商総局  
2012年11月15日

出典：

2012年11月27日付け国家工商行政管理総局ホームページを基に、JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成

[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/lhfw/lhfw/sbj/201211/t20121113\\_130918.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/lhfw/lhfw/sbj/201211/t20121113_130918.html)